

「条件設定依頼書」の提出に関するよくあるご質問

NO.	Q：質問	A：回答
条件設定依頼書について		
1	なぜ「条件設定依頼書」の提出が必要なのですか。	新リース会計情報の作成に必要な条件項目およびWEB利用登録に必要なメールアドレス等を確認するため、ご提出をお願いしております。
2	どのようなお客さまが提出対象ですか。	現在、当社から会計帳票の提供を受けており、新リース会計情報の提供を希望されるお客さまが対象です。 ※詳細は当社からのご案内書面をご確認ください。
3	過去に会計帳票の提供は必要ない旨を回答していますが、今回「条件設定依頼書」の提出は必要ですか。	新リース会計情報の提供方法や必要な条件項目を確認させていただくために、現行リース会計情報の提供不要のお申し出をいただいたお客さまにもご案内書面をお送りしております。 新リース会計情報の提供を希望されない場合は、「条件設定依頼書」のご提出は不要です。
4	以前「条件設定依頼書」を提出したことがありますが、再提出は必要ですか。	ご案内書面を受領されたお客さまは、新リース会計情報の作成に必要な条件項目を確認するため、ご提出をお願いいたします。
5	提出期限はいつですか。	2026年9月30日（水）までにご提出をお願いいたします。
6	提出しない場合は、どうなりますか。	「条件設定依頼書」をご提出いただけない場合、新リース会計情報をご提供できません。
7	提出期限（2026年9月30日（水））までに条件設定依頼書を提出できない場合はどうすればよいですか。	提出期限までのご提出が難しい場合は、事前にご案内書面記載のお問い合わせ先までメールにてご連絡ください。ご事情を確認のうえ、個別にご案内いたします。なお、「条件設定依頼書」のご提出がない場合には、新リース会計情報をご提供できませんので、可能な限り期限までのご提出をお願いいたします。
記入・提出方法について		
8	記入方法がわかりません。	特設ページ掲載の「記入例・ご利用ガイド」の記入例をご確認ください。
9	一部の項目について社内で検討中のため回答できません。空欄のまま提出できますか。	提出期限までに一部項目の回答が難しい場合は、条件設定依頼書を空欄のまま提出せず、リース会計基準変更担当までメールにてお問い合わせください。お客さまの状況を確認のうえ、今後のお手続きについてご案内いたします。
10	ExcelとPDFのどちらで提出すればよいですか。	ExcelまたはPDF形式のいずれかでご提出ください。
11	メール件名はどうすればよいですか。	「お客様番号_会社名」でご送信ください。例：1234567_〇〇株式会社 ※お客様番号は、当社からのご案内書面をご確認ください。
12	郵送で提出できますか。	原則として専用メールアドレス宛へのご提出をお願いしておりますが、郵送をご希望の場合は下記の送付先へご郵送ください。 〒135-0061 東京都江東区豊洲3-2-24 豊洲フォレシア 三菱H Cキャピタル株式会社 リース会計基準変更窓口担当
新リース会計情報の提供について		
13	新リース会計情報はどのように提供されますか。	原則としてWEB上で電子提供を予定しております。
14	新基準に対応したリース会計情報（帳票）は、いつから提供されますか。	新リース会計基準に対応した帳票は、2027年4月以降、お客さまの決算時期に応じて順次提供を開始する予定です。そのため、提供開始時期はお客さまごとに異なります。
15	2027年4月以降は、すべての帳票が新基準対応となりますか。	いいえ。新リース会計基準に対応した帳票は、お客さまの決算時期に応じて順次切り替えを行います。なお、現行リース基準に対応した帳票は従来の帳票で提供されます。
16	紙媒体での提供は可能ですか。	できます。紙媒体での提供をご希望の場合は別途お申し出ください。なお、紙媒体での提供は有料（1通・1回あたり3,000円（税別））となります。
17	会計情報を部署ごとに受け取りたいのですが、設定できますか。	原則として法人単位で取りまとめ部署（代表窓口）に提供いたします。 そのため、複数の部署で会計情報をご利用の場合も、代表窓口となる部署にて一元的に管理いただくことを想定しております。 なお、個別の対応についてご相談を希望される場合は、リース会計基準変更担当までメールにてお問い合わせください。
取引管理システム（WEB提供）について		
18	条件設定依頼書に記載したメールアドレスは何に使用されますか。	条件設定依頼書にご登録いただくメールアドレスは、取引管理システム（当社からの各種情報を電子提供するためのシステム）のユーザーIDとして利用します。
19	WEB提供の利用者を複数登録することはできますか。	できます。代表ご登録者さまのほか、追加利用者を登録することができます。追加利用者の登録方法については、利用開始時にご案内いたします。
20	経理部共通アドレスなどの共有メールアドレスを登録できますか。	WEB提供のアカウントは利用者本人のメールアドレスによる登録が必要なため、共有メールアドレスは登録できません。 複数の担当者が利用される場合は、代表ご登録者さまの登録後に利用者を追加登録してください。
21	登録するメールアドレスがまだ決まっていません。どうすればよいですか。	提出期限までに登録メールアドレスが確定しない場合は、リース会計基準変更担当までメールにてお問い合わせください。お客さまの状況を確認のうえ、ご案内いたします。
22	条件設定依頼書にメールアドレスを登録しましたが、いつ取引管理システムの利用案内が届きますか。	取引管理システムの利用開始に関しては、新リース会計情報の提供開始に向けた準備が整い次第、ご登録いただいたメールアドレス宛てにご案内する予定です。 条件設定依頼書のご提出後、すぐにご案内されるものではありませんので、あらかじめご了承ください。
23	初回利用時に必要な手続きはありますか。	初回ログイン時に、取引管理システムの会員登録ページにて利用規約へご同意いただく必要があります。
24	担当者の異動・退職により登録者を変更したい場合はどうすればよいですか。	登録者の変更をご希望の場合は、リース会計基準変更担当までメールにてお問い合わせください。お手続き方法を案内いたします。
その他		
25	条件設定依頼書の回答にあたり、新リース会計情報の提供内容や設定方法について確認したい場合はどうすればよいですか。	まずは特設ページ掲載の「記入例・ご利用ガイド」および「よくあるご質問（FAQ）」をご確認ください。 ご不明な点がございましたら、リース会計基準変更窓口担当までメールにてお問い合わせください。内容を確認のうえ回答いたします。